

# 入札参加資格審査申請 Q & A

## 質問目次

### 共通事項

- Q: 申請日と郵送や到着予定の日が異なっても問題ありませんか？ ..... 4
- Q: 提出書類は持参でもいいですか？ ..... 4
- Q: 入札参加資格審査申請の資格有効期間はいつまでですか？ ..... 4
- Q: 申請の受付期間は定期受付期間のみだけですか？ ..... 4
- Q: 定期受付期間を過ぎても申請はできますか。 ..... 4
- Q: これから定期受付または随時受付にて申請予定ですが、代表者等の内容の変更があります。申請はどのようにすればいいですか？ ..... 4
- Q: 既に定期受付期間に申請しましたが、代表者等の内容の変更があります。申請はどのようにすればいいですか？ ..... 5
- Q: 提出要領「資格要件」の「(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者」とはどのような意味ですか？ ..... 5
- Q: 「納税証明書」はどこで交付されますか。 ..... 5
- Q: 「納税証明書」は納期が未到来の場合、前年度分を提出すればよいですか？ ..... 5
- Q: 「地方税納税証明書」は受任者の分だけでいいですか？ ..... 6
- Q: 弊社では現在、国税について「納付委託」をしており、「納税証明書」が発行されません。「納付受託証書」の写しではだめですか？ ..... 6
- Q: 本店から受任する支店・営業所等を設立したばかりの場合、2年間営業していることが必要ですか？ ..... 6
- Q: 支店で登録申請する場合に、支店が登記されていることが必要ですか？ ..... 6
- Q: 本社の住所が「商業登記簿」と実際の住所で異なります。申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか？ ..... 6
- Q: 一般社団法人等で資本金がない場合、資本金は何を記載すればいいですか？ ..... 6

## 建設工事

- Q: 「経常JV」としての登録はできますか? ..... 7
- Q: 「管更生」の業種は「土木一式」ですか、「管」ですか? ..... 7
- Q: 以前から経営事項審査を受けていましたが、一度途切れしました。現在申請中ですが、受付期間内に提出できません。後日提出すればよいですか? ..... 7
- Q: 「建設業退職金共済事業未加入理由書」には何を記入すればいいですか? ..... 7
- Q: 「工事経歴書」は登録を希望する業種だけでいいですか? ..... 7
- Q: 「主任・監理技術者名簿」の技術者区分欄のイ、ロ、ハの区分とは何ですか? ..... 7
- Q: 「主任・監理技術者名簿」の「監理技術者」と「主任技術者」のどちらも「健康保険被保険者証」を添付すればいいですか? ..... 8
- Q: 「主任・監理技術者名簿」の添付書類として、すべての技術者について「監理技術者資格者証または健康保険被保険者証」が必要ですか? ..... 8
- Q: 弊社の技術者は「健康保険」ではなく「国民健康保険」に加入しています。この場合、「国民健康保険被保険者証」を添付すればいいですか? ..... 8

## 測量・建設コンサルタント等

- Q: 「登録証明書又は現況報告書」は表紙のみの提出で良いですか? ..... 8
- Q: 「現況報告書」は昨年に発行されたもので良いですか? ..... 8
- Q: 「測量等実績調書」には何を記入すればいいですか? ..... 8
- Q: 「測量等実績調書」3年間の実績が登録を希望する業種ごとにすべて同じ金額でもいいですか? ..... 8
- Q: 「技術者経歴書」は複数の業種で登録する場合、同じ人物を繰り返し記載してもいいですか? ..... 8
- Q: 「技術者経歴書」は資格を持っていない職員を記入する必要がありますか? ..... 8

## 物品等

- Q: 「物品等営業品目一覧」にない業種は、どの業種で登録すればいいですか? ..... 9
- Q: 「物品等実績調書」の「取引品目内訳」が多数ある場合は、どのように記載すればいいですか? ..... 9
- Q: 「物品等実績調書」の「主な仕入先」「販売実績」が1つの「取引品目内訳」に複数ある場合は、どのように記入すればいいですか? ..... 9
- Q: 「物品等実績調書」の実績は民間企業相手でも構いませんか? ..... 9

## 業者登録受付システム

- Q: 業者登録受付システムは、定期受付の申請受付日前に入力してもいいですか？ ..... 9
- Q: 業者登録システムを入力する際、申請日は未来の日付でもよいですか？ ..... 9
- Q: 「選択された手続きは只今、受付けておりません。」というエラーが表示されて申請入力  
のページに進めません。 ..... 9
- Q: 物品等の業者登録申請について、業者登録受付システムに登録する必要がありますか？  
..... 9

## 共通事項

Q: 申請日と郵送や到着予定の日が異なっても問題ありませんか？

A: はい、問題ありません。

Q: 提出書類は持参でもいいですか？

A: 【令和8・9・10・11年度 物品等】書類の持参は不可。電子申請のみの受付です。  
【令和8・9・10・11年度 物品等以外】持参でも可能ですが、受取のみ行いますので、その場での内容確認はできません。

Q: 入札参加資格審査申請の資格有効期間はいつまでですか？

A: 物品等および測量・建設コンサルタント4年ごと、建設工事は2年ごとの更新です。  
※登録は有効期間ごとに行う必要があります。

Q: 申請の受付期間は定期受付期間のみだけですか？

A: 守口市では定期受付期間後も随時申請によりいつでも申請できます。

Q: 定期受付期間を過ぎても申請はできますか。

A: 随時申請によりいつでも申請できます。なお、定期受付期間内に到着した申請から順に審査します。申請の混雑状況等によっては審査完了までに期間を要する場合がありますので、定期受付期間後の随時申請などについては4月1日付の登録はお約束できません。

Q: これから定期受付または随時受付にて申請予定ですが、今後、代表者等の内容の変更を予定しています。申請はどのようにすればいいですか？

A: 内容変更後の提出書類一式を準備できる日付を目安に申請してください。

・【12月までに内容変更後の提出書類一式を準備できる場合】

変更後の書類が準備でき次第、変更後の内容で申請してください。

・【12月までに内容変更後の提出書類一式を準備できない場合】

先に変更前の内容で申請してください。その後、内容変更後の提出書類が準備でき次第、変更届にて変更内容を申請してください。

《変更届 ホームページ掲載場所》

守口市役所ホームページ> [上部メニュー]しごと・産業 > 事業者向け > 業者登録（入札参加資格審査申請）> 登録内容の変更（変更届）

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/somubu/keiyakuka/gyoushatouroku/15210.html>

**Q: 既に定期受付期間に申請しましたが、代表者等の内容の変更があります。申請はどのようにすればいいですか？**

**A: 変更届にて変更内容を申請してください。**

《変更届 ホームページ掲載場所》

守口市役所ホームページ> [上部メニュー]しごと・産業 > 事業者向け > 業者登録（入札参加資格審査申請）> 登録内容の変更（変更届）

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/somubu/keiyakuka/gyoushatouroku/15210.html>

**Q: 提出要領「資格要件」の「(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者」とはどういう意味ですか？**

**A: 「一般競争入札の参加資格がない者に該当しない者」、つまり「参加資格がある者」という意味です。具体的には、契約を締結する能力を有しない者や破産者等は参加資格がありません。**

【参考】地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

**Q: 「納税証明書」はどこで交付されますか。**

**A: 国税は税務署で申請してください。地方税は、本店登録の場合は本店のある市町村の税務部門に、支店登録の場合は支店のある市町村の税務部門に申請してください。守口市の場合は、守口市役所の納税課または証明発行コーナーで交付しています。**

**Q: 「納税証明書」は納期が未到来の場合、前年度分を提出すればよいですか？**

**A: はい、申請日時時点で納期が未到来の場合は、前年度分の納税証明書を提出してください。**

Q: 「地方税納税証明書」は受任者の分だけでいいですか？

A: 受任者の分だけで構いません。

Q: 弊社では現在、国税について「納付委託」をしており、「納税証明書」が発行されません。「納付受託証書」の写しではだめですか？

A: 申請時に「納税証明書」が間に合わない場合は、「納付受託証書」の写しを提出してください。ただし、3月末までの完納された時点で、必ず「納税証明書」（写し可）を提出してください。提出されない場合は、滞納があったものと同じ扱い、登録できません。

Q: 本店から受任する支店・営業所等を設立したばかりの場合、2年間営業していることが必要ですか？

A: 本店で2年以上の営業実績があれば問題ありません。支店等が必要な許可を得ており、かつ支店等の「法人市民税」の納税証明書の提出が必要です。（納税証明書が発行できない場合は、法人等設立申告書等と本店の納税証明書直前1か年分が必要です。）

Q: 支店で登録申請する場合に、支店が登記されていることが必要ですか？

A: 支店が登記されていることが望ましいですが、必須ではありません。ただし、登録する支店が必要な許可を得ており、かつ支店の「法人市民税」の納税証明書の提出が必要です。

Q: 本社の住所が「商業登記簿」と実際の住所で異なります。申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか？

A: 実際の住所に営業実態がある場合は、実際の住所を記入してください。この場合、「商業登記簿」と実際の住所が異なる具体的な理由を「理由書（任意様式）」を作成し、提出してください。

Q: 一般社団法人等で資本金がない場合、資本金は何を記載すればいいですか？

A: 「0」で記載してください。

## 建設工事

Q: 「経常JV」としての登録はできますか？

A: 本市では「経常JV」の登録はできません。それぞれ単体の企業で申請をお願いします。

Q: 「管更生」の業種は「土木一式」ですか、「管」ですか？

A: 「土木一式」です。

Q: 以前から経営事項審査を受けていましたが、一度途切れました。現在申請中ですが、受付期間内に提出できません。後日提出すればよいですか？

A: 受付期間内に「経営事項審査を受けている者」であることが申請要件です。受付期間内に提出できない場合、登録はできません。

Q: 「建設業退職金共済事業未加入理由書」には何を記入すればいいですか？

A: 会社名と代表者名などを記入し、未加入の具体的な理由（例：「自社社員のみで施工し、退職金制度を自社で持っている」）を記入してください。「加入を検討している」は不可です。

Q: 「工事経歴書」は登録を希望する業種だけでいいですか？

A: 登録を希望する業種だけで構いません。

Q: 「主任・監理技術者名簿」の技術者区分欄のイ、ロ、ハの区分とは何ですか？

A: 建設業法第26条第1項で「主任技術者」の、同条第2項で「監理技術者」の設置義務が規定されています。その中で「主任技術者」については第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者と、「監理技術者」については第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者とされています。技術者区分欄のイ、ロ、ハの区分はこれを指します。具体的な資格要件は次のとおりです。

技術者区分	資格要件		根拠規定
主任技術者	イ	高校の指定学科卒 5年以上の実務経験者	法第7条第2号イ
		大学・高専の指定学科卒 3年以上の実務経験者	
	ロ	10年以上の実務経験者	法第7条第2号ロ
ハ	1級及び2級国家資格者（大臣認定）	法第7条第2号ハ	
指定建設業監理技術者 土・建・管・鋼・舗・ 電・園		1級国家資格者	法第15条第2号ただし書
		上記イと同等以上の資格者（大臣特別認定）	
上記以外の監理技術者	イ	1級国家資格者	法第15条第2号イ
	ロ	主任技術者の要件に該当し、発注者からの直接請負代金の額が4,500万円以上である工事に関し2年以上指導監督的な実務経験者	法第15条第2号ロ
	ハ	上記イ又はロと同等以上の資格者（大臣認定）	法第15条第2号ハ

Q: 「主任・監理技術者名簿」の「監理技術者」と「主任技術者」のどちらも「健康保険被保険者証」を添付すればいいですか？

A: 監理技術者は「監理技術者資格者証」を、主任技術者は「健康保険被保険者証」を添付してください。また、雇用関係を証明する証明書の写しを添付してください。

Q: 「主任・監理技術者名簿」の添付書類として、すべての技術者について「監理技術者資格者証または健康保険被保険者証」が必要ですか？

A: はい、すべての技術者について資格証等の写しが必要です。健康保険被保険者証の写しを添付する際は、記号、番号、QRコード（ある場合）をマスキング（黒塗り）ください。

Q: 弊社の技術者は「健康保険」ではなく「国民健康保険」に加入しています。この場合、「国民健康保険被保険者証」を添付すればいいですか？

A: 「国民健康保険被保険者証」では雇用関係を確認できないため、「特別徴収の通知書（課税者リスト）」など雇用関係を確認できる資料を提出してください。

## 測量・建設コンサルタント等

Q: 「登録証明書又は現況報告書」は表紙のみの提出で良いですか？

A: 全体の写しを提出してください。

Q: 「現況報告書」は昨年に発行されたもので良いですか？

A: 申請日時点で最新のものであれば問題ありません。

Q: 「測量等実績調書」には何を記入すればいいですか？

A: 登録を希望する業種ごとに直前3年間の主な完成業務と未完成業務（元請・下請問わず）を記入してください。官公庁の業務実績を優先的に記入してください。

Q: 「測量等実績調書」3年間の実績が登録を希望する業種ごとにすべて同じ金額でもいいですか？

A: すべての業務が完全に同じであれば問題ありません。

Q: 「技術者経歴書」は複数の業種で登録する場合、同じ人物を繰り返し記載してもいいですか？

A: 同じ人物を繰り返し記載しても構いません。

Q: 「技術者経歴書」は資格を持っていない職員を記入する必要がありますか？

A: 資格を持っていない職員は記入する必要はありません。

## 物品等

Q: 「物品等営業品目一覧」にない業種は、どの業種で登録すればいいですか？

A: 「322 その他委託-その他」または「337 その他-その他」で登録してください。

Q: 「物品等実績調書」の「取引品目内訳」が多数ある場合は、どのように記載すればいいですか？

A: 主なものを4つ記入してください。別紙を作成して添付しても構いません。

Q: 「物品等実績調書」の「主な仕入先」「販売実績」が1つの「取引品目内訳」に複数ある場合は、どのように記入すればいいですか？

A: 主なもの1つを記入してください。別紙を作成して添付しても構いません。

Q: 「物品等実績調書」の実績は民間企業相手でも構いませんか？

A: はい、民間企業相手の実績でも問題ありません。

## 業者登録受付システム

Q: 業者登録受付システムは、定期受付の申請受付日前に入力してもいいですか？

A: 提出要領等の掲載後であれば、申請受付前でも構いません。

Q: 業者登録システムを入力する際、申請日は未来の日付でもよいですか？

A: はい、申請書提出予定の日付であれば問題ありません。

Q: 「選択された手続きは只今、受付けておりません。」というエラーが表示されて申請入力のパージに進めません。

A: 「新規登録」で申請を行ってください。

Q: 物品等の業者登録申請について、業者登録受付システムに登録する必要がありますか？

A: 物品等については、業者登録受付システムは登録する必要はありません。